

2018年度3月期における高齢勧奨退職の実施

1 内容

日本郵便株式会社における経営効率化を図るため、高齢勧奨退職を実施する。

2 選考対象者

実施日現在、満50歳から満59歳の管理社員及び一般社員のうち、その退職を適当と認められる正社員。

3 退職者の承認

勧奨退職の承認については、別途選考の上決定するものであることから、退職を希望した社員の希望が必ずしも承認されるものではない。

4 実施日

2019年3月31日(日)

5 周知・勧奨期間及び申出期限(予定)

2019年1月7日(月)～1月28日(月)までを周知・勧奨期間とし、申出期限は1月28日(月)までとする。

6 退職に伴う優遇措置

退職事由別・勤続期間別支給乗率は、「勧奨退職の支給乗率表」を適用する。

※ 退職手当の額は、次の算式のとおり。

退職手当の額＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×
ポイント単価(100円)

※ 勧奨退職の支給乗率は、2014年度以前の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用時年齢及び退職時年齢別に設定している。

7 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勧奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、離職理由による3か月間の給付制限を受ける場合がある。(なお、最終的な給付の有無は、各公共職業安定所の判断となる。)

8 注意事項

勧奨退職者は高齢再雇用社員の対象とはならない。ただし、退職前の勤続期間が25年以上あり、退職日から60歳到達年度末までの期間が5年以内(2019.4.1現在56歳以上)の場合は、高齢契約社員(月給制社員)の採用対象者となり、この応募ができる。

9 その他

次回は2019年9月末に実施予定。